

I アーバンデザインとは何か

0. 都市計画の英訳は → City Planning (英) / Urban Design (米)

City と Urban の違い、Planning と Design の違い

「計画」の中にアウトプットとしての「デザイン・設計」を含む

1. 史的視点から

都市史—— 都市は人類の誕生とともにある ≡ 文明

都市計画史—— 「都市計画」は道筋を示すことにあり、形がともなわない場合もある。

近代都市計画史は 1800 年以降と考えてよい (産業革命を契機に)

∴ 構造用鉄骨、大きな板ガラス、安全なエレベータ、人工照明、空調といった技術の発明

= 建築物 (Building Type として = 高層ビル、工場、オフィス、病院などで進化)

アーバンデザイン史—— 主に形のはなし

都市デザインの着想は 1960 年代後半に米国で「都市計画」の一部門として誕生、

都市の成長と維持に関して視覚的デザインの方向性を与える

「アーバンデザイン史」だけでは語り尽くせない → 都市の歴史を織り交ぜて概説

2. アーバンデザイン (Urban Design) の範疇と概念

アーバンデザイン → 都市全体の話? ディテールまで含む? 住民参加は関係する? 行政の計画?



「都市デザイン」 ⇔ 日本では「都市計画」は法律で定められた概念規定がある

≡ 「まちづくり」「まちづかい」

※ 「まちづくり」の英訳は実際難しい。「まち」にも「つくる」にも即物的な概念以上のものが込められている。「まち」は町であると同時に市街でもあり、町内すなわち地域コミュニティでもある。

「つくる」といっても物理的に組み立てるだけでなく、さまざまな組織や人間関係を築きあげることも含まれている。「まちづくり」とひらがな書きするところにもこうした柔軟な感覚が感じられる。まちづくりという表現に象徴されているように日本の都市計画では、とくに近年、物的な計画にとどまらないソフトな活動に対する評価が高まってきている。

勿論、こうした傾向は日本にかぎったことではない。欧米にもまちづくり活動をおこなう住民組織は数多い。そうした組織と日本の組織との交流も始まりつつある。ところが欧米と日本とは決定的に違う点がひとつだけある。欧米ではさまざまな市民活動が町並みの保全や開発計画の変更など主に物的な成果物へと収斂していくのに対して、日本では関心が活動プロセスや運動論の新展開など活動の継続自体、あるいは活動しているメンバーの人柄や人物像にまで広がっていくという点である。「もの」だけでなく、「ひと」や「ことがら」の動向にも等しく関心を寄せる傾向が日本では非常に強い。またこの傾向は、日本だけでなくアジア一般に見られる。(西村幸夫)

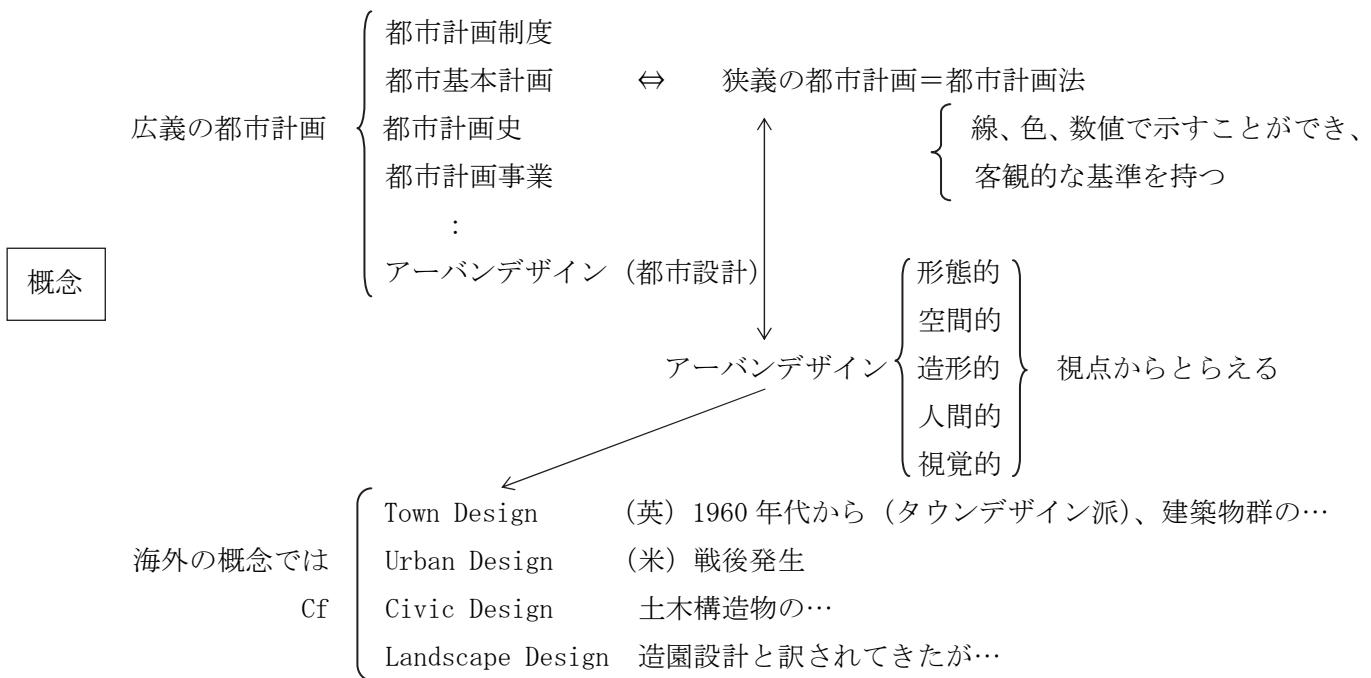
0) 近代都市計画が制度化された計画の機械的な適用という一面を持っていたのに対して^{*1}、ポストモダンの都市計画に相当するのが「アーバンデザイン」。1960 年代後半に都市計画の一部ものとして誕生し、都市の成長と維持に関して視覚的デザイン (3 次元的) ^{*2}の方向性を与えてきた。

※1 線や色で地図を区分けするような空間規定

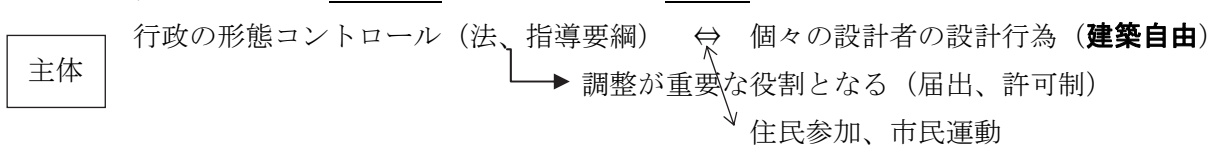
※2 見た目のわかりやすさ、美しさ、心地よさ

1) アーバンデザインの定義

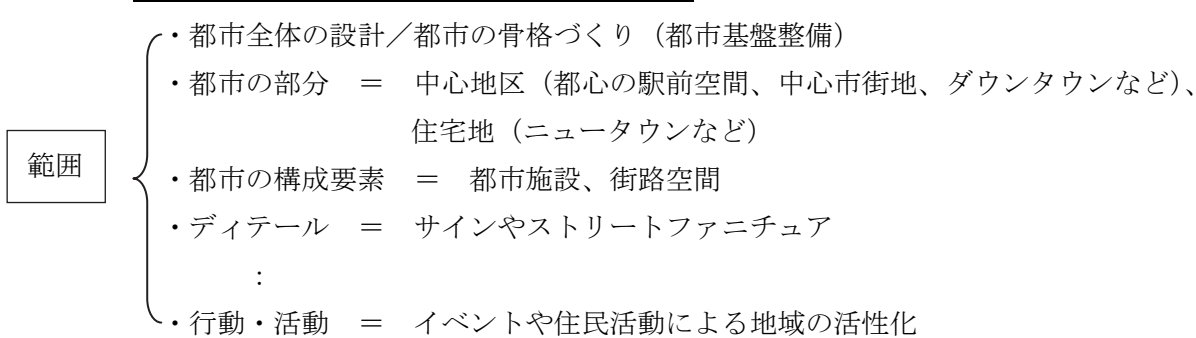
① 広義の都市計画に含まれる。形態的・空間的なもので必ずしも具体的な設計をしない場合もある



② 快適で質の高い外部空間を生み出すこと。行政が大きな役割を果たす



③ 都市全体から個々のストリートファニチュアまで及ぶ設計行為



2) アーバンデザインの概念整理 (本講義を通して話す事柄)

① 目標 (指向) … 都市美の追求、アメニティの実現、人間性への配慮、文化性を高める

都市美 (Beauty) … 視覚的側面が重要 (都市景観、景観論、景観解析・分析、景観形成 (整備) 計画)

アメニティ (Amenity) … 視覚以外の感覚を含んだ快適性・イメージ

→ 公共空間のイメージの抽出 (イメージ・マップ / K. リンチ)

人間性 (Humanity/Human Scale) … 都市空間を人間的な空間として回復する

(スピード感、密度、スケール)

⇔ 車社会となって人間 (性) が都市から追い出された

→ 歩行者空間の重視 (設計手法 = 住宅地内、ショッピング・モール、広場…)

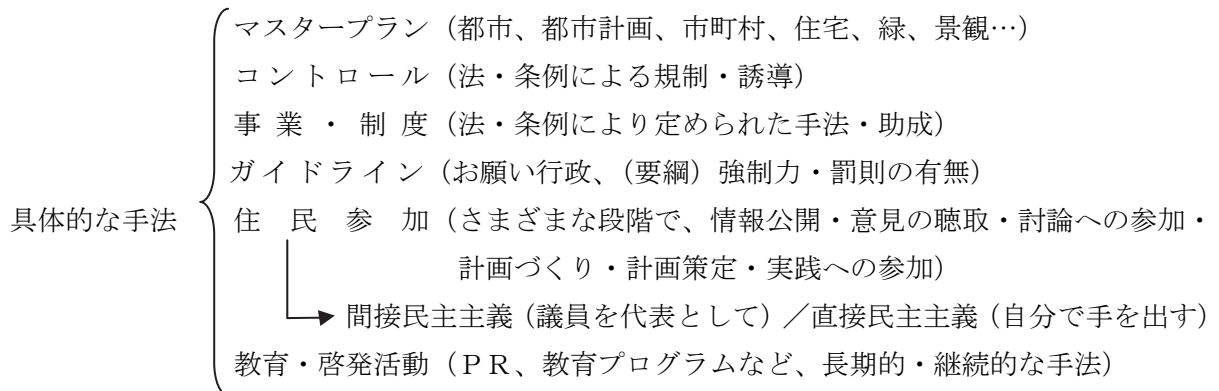
文化対策 (Culture) … 歴史的景観の保全、文化のための1%予算、教育プログラムの導入、

アイデンティティ (Identity) の確認…

②デザインの方向性 (例)

都市の広がりを理解できるように (「際」の明確化、「都市」の領域を区分)、
 都市をヒューマン・スケールに、
 都市の形態を自然や環境に関連させ (ファジー、フラクタル、1/f ゆらぎ…)、
 都市の中心を形成し、
 モニュメンタル・シンボリック・ランドマークを補い、
 重要な焦点 (view point) をつくり、
 都市をさまざまな活動の拠点とする

③実際には 地方自治体のアーバンデザイン → 地方分権、市町村合併の推進で促進 or 後退？



3) アーバンデザインと景観の関係

“景観” は空間的なものだけでなく、歴史・文化も凝縮して内包

生活文化の蓄積や人びとの営みや思いまでを表現

空間的な“景観” は、公共、民間など多数多様な主体が、建築物、工作物、
 ストリートファニチュア、植樹などを行うことにより形成してきた。

= まさに“アーバンデザイン”の要素

景観向上 (アーバンデザイン) の意識がなければ、それらの行為はマイナスに働く。

4) 景観向上の必要性

日本の都市計画では「健康で文化的な生活と機能的な都市活動を確保する」ことが目的とされてきた。

=機能を重視、まちの文化性や愛着が軽視 (法的に保証できるもののみ実行)

↓

景観を考えることで人間にとって重要な“ココロ”の視点が持て、美しい個性的な景観が都市に人間性や感性を取り戻すことにつながる。(愛情・愛着)

3. 都市の概念(City と Urban)

地方自治体 (都道府県・市町村) 単位でない、都市に対する計画

1) 「都市計画」?

日本では明治期以降に一般的な概念となる。それまで用いていた「市区改正」と同義

(英) Town Planning

(米) City Planning

(独) Städtebau

urbanism 都市性・都市の様式

(仏) urbanisme ← 1920年代に発生 (ル・コルビジェやCIAMによって使われ始める)

2) 「都市」? ⇒ 政・経の中心

「都 (みやこ)」: 余剰生産物の貯蔵などを行う「宮処 (みやこどころ)」に由来

農業生産を中心とする社会の支配階層による政治の中心を意味する

「市 (いち)」: 流通交流の結節点。経済活動の中心を意味する

3) City と Urban の由来 (ラテン語から派生)

①civitas (キヴィタス) 都市の実態、中心、非物的なもの

→ cite [仏]、city [英]: 都市の中心、宗教的・政治的集合体としての都市

→ civil: 権利・精神的・文化的なもの

city [英] 市、都市、都会

英 国: 国王の勅許状によりその名称が与えられる。通常 Cathedral のある都市

米 国: 市長または市議会の行政下にある自治体。Town よりも重要な都市

カナダ: 一定数以上の人口にもとづく最高位の自治体

civic/civil [英] 市民の、都市の

civilization [英] 文明、文明化する

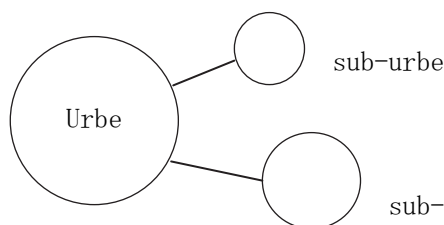
②urbs (ウルブス) 都市の本質に近いもの、変化し形成するもの

→ urban : 建物の集合体

→ローマ人の土地を囲む、都市壁を作るという行為→はじめは小さくても発展して大きくなる

→都市のことを **urbe** (都市壁の中を intra-muros、都市壁の外を extra-muros と明確に区別した)

スペイン・バルセロナの市街地拡張コンペ (1859年) で Ildefonso Cerda (イルデフォンソ・セルダ) が 1867年『都市計画の一般理論』で urbanization を用いた。用法は「都市が変化する原則」の意



sub-urbe = 従属して都市 (居住地) がある (郊外の発生)

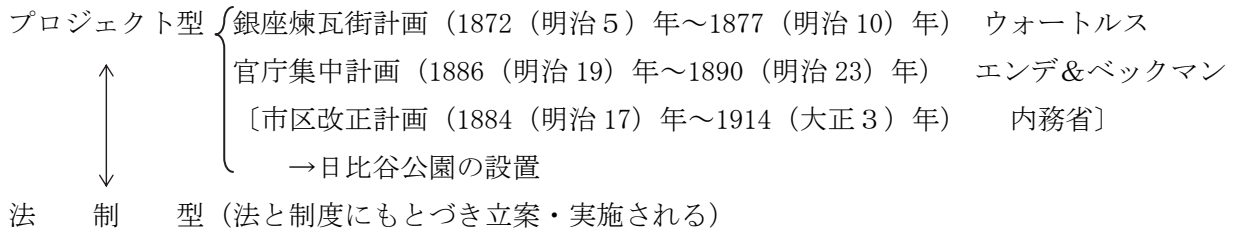
sub-urbe が形成される要因

→ suburb (郊外)

- 1. 道路整備 (延長)
- 2. 産業を外に押し出す (皮のなめし (におい)、金属 (騒音))
- 3. 政治的 (城壁内に入るときに税金を払うなどの行政手続き)
- 4. 郊外住宅地 (金持ちの別荘として作られる) = Weekend House (金持ちのセカンドハウス)

4. 日本のアーバンデザインの系譜

1) 官主導のアーバンデザイン



復 旧・復 興 関東大震災 (1923 (大正 12) 年) → 震災復興計画

41 億円規模計画 (後藤新平案)

↓ 政府・大蔵省の抵抗

7 億円強 (政府原案)

↓ 議会・住民の反対 (区画整理の無理解)

4 億 7 千万円弱 (決定・実施)

新設・拡張道路 750 km / 新設公園大規模 3 か所・小規模 52 か所 /

焼け跡の 90% にあたる 3119ha を 6 年間で区画整理 → 江戸 (下町) の街割消える

2) 民間の住宅地開発

① 郊外住宅の先駆け

大阪 ^{みのお} 箕面電鉄 (現・阪急電鉄) <小林一三> 池田室町 (1910 (明治 43) 年)

東京 東京信託株 玉川田園都市<新町分譲地→桜新町> (1913 (大正 2) 年)

<渡辺治右衛門> 渡辺町 (1916 (大正 5) 年)

田園都市株 <渋澤栄一> <多摩川台→田園調布> (1923 (大正 12) 年)

三菱財閥 <岩崎久弥> 駒込の ^{やまと} 大和郷 (1920 (大正 9) 年)

同潤会 (内務省の外郭団体、1924 (大正 13) 年設立)

→ 震災復興とあいまってスラムクリアランス、住宅改良、集合住宅建設

② 都市への人口集中によるデベロッパーの発達

日本の建築は元来住宅 (個人住宅) のなかに真価があった (大規模な木造在来構法、贅・粋)

↓

住宅の画一化 (プレハブ、2×4)

↓ …木造であるが在来構法でない手法の導入、大量生産、個性の喪失)

群となる (団地) = 地方から 3 大都市圏に集中した若年労働者を住ませるための、

団地開発のため 1955 (昭和 30) 年に住宅公団発足

日本人の「居住」に対する想い
「住宅」の文化を壊した？

↓

住宅・都市整備公団 (住都公団)

↓

都市基盤整備公団 (都市公団)

↓

都市再生機構 (都市機構)

↓

UR 都市再生機構 (UR 都市機構)

5. アーバンデザインのための今日的なキーワード

「アーバンデザイン」は都市空間の中で起こるあらゆる事項、都市空間に存在するあらゆるモノに配慮して空間を納めていかなければならない。配慮のための着眼点・キーワードが必要となる。

①都市美と人間尺度

都市美：美しい空間とは**安全で衛生的かつ利便、快適**といった都市の要件を備え、見た目に秩序が見られる都市 ※「都市醜」を取り除くところからアプローチする

人間尺度：人間が生活する都市は抽象的でなく**具体的で等身大**のもの、人間の身体サイズや性質、性能（歩行能力など）に応じてつくられる。

ヒューマン・スケール（人体に内包された測定システム）

②Amenity（快適さ）と Identity（その場らしさ）

Amenity：落ち着いて生活を楽しめる潤いのある都市空間（成熟した雰囲気）・快適さ＝風格

Identity：その都市らしさ、その場らしさ、個性

どの都市も同パターン、同じ格好では他所を訪れる楽しみも意味もなく、人がそこに住む居住感・存在感も薄くなる。 風土、人々の築いた歴史

③私と公

私：住宅は「私」の生活の場、利用・所有する空間（領域）、都市を構成する多くの建築物も私（私企業）の空間の連続体

→「私」が高密度に集合する空間（都市）をどのようにデザインするかが難しい

公：＝「お役所」、住民や市民が利用する公の空間

道路（交通施設）、ごみ処理場、水道（供給処理施設）、都市公園（都市施設）など公のもの

④安全・安心：大震災の事例を引くまでもなく、危険や障害なく暮らし続けること

事前対策（防災・災害対策、危機管理）→災害情報→復旧・復興（緊急対応、応急復旧、復興）

⑤公共の福祉：都市計画法第1条（目的）

この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

⑥受益者負担：特定のサービスをもっぱら受ける人は相応の負担をしよう

下水道施設は、誰もが利用できる公園や道路とは異なり、下水道が整備された区域の人しか利用できない。すなわち、下水道が整備された区域では各家庭の汚水を流すことによって、個人や家庭単位で下水道の利益を受けることができる。そのため下水道の建設を国や県からの補助金と税金でまかなうことは、下水道を利用できない人に負担をかけ、税負担の公平を欠くことになる。そこで、下水道の利益を受ける人に建設費の一部を負担させる。（受益者負担金制度）

⑦開発利益の還元：何もせず得をした人、付加価値がついた場合は公共に戻す

公共投資によってもたらされる民地の地価上昇などを「開発利益」としてとらえ、公共性のあるものとして利益分を公共に還元させる

⑧公共空間のユニバーサルデザイン（バリアフリーは当然）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

（平成6年6月制定、平成15年4月改正施行・ハートビル法）

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

（平成12年5月制定・交通バリアフリー法）

理念として

⇒福祉のまちづくり（条例レベル）、地方自治体が模索段階

両者をまとめて

6

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（平成18年6月公布、12月施行・バリアフリー新法）